

議案第 18 号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の  
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 15 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の  
一部を改正する条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 12 年  
板橋区条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項中「達するまでの子」の次に「（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第 1 項及び第 3 項並びに第 11 条の 3 第 1 項及び第 3 項において同じ。）」を加え、同条第 2 項中「配偶者又は 2 親等以内の親族で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障がある者（以下「要介護者」という。）」を「要介護者（第 18 条第 1 項に規定する日常生活を営むことに支障がある者をいう。以下同じ。）」に改め、「達するまでの子」の次に「（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27

条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第11条の3第1項及び第3項において同じ。）」を加える。

第11条の2の見出し中「育児」の次に「又は要介護者の介護」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「育児」の次に「又は要介護者の介護」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

第18条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第18条の2 教育委員会は、職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（次項において「介護時間」という。）を承認するものとする。

2 介護時間に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成29年3月31日までの間は、この条例による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第11条第1項及び第2項中「第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

3 前項に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置

は、板橋区教育委員会規則で定める。

(提案理由)

育児を行う幼稚園教育職員の深夜勤務の制限に係る子の範囲を拡大し、要介護者の介護を行う幼稚園教育職員の超過勤務の制限及び介護時間について定めるほか、所要の規定整備をする必要がある。